

みどりが萌える・子どもが育つ・きずなを結ぶ



音声読み上げ・文字拡大 サイトマップ Multilingual

検索



くらし

子育て・教育

健康・福祉

市政

観光・文化

[トップページ](#) [くらし](#) [暮らしを支える市税](#) [市税の納付](#) [お知らせ](#) [納税相談について](#)

## 納税相談について

新型コロナウイルス感染症の影響により、納期限内に納付できない事情がある際にはご相談ください。事情を伺った上で担当職員が今後の納付についてご案内します。

### 納税相談

納期限内に納付できない事情がある際にはご相談ください。収支の状況などを伺った上で担当職員が今後の納付についてご案内します。

### 猶予制度

徴収の緩和制度として納税者から申請する猶予制度には、「徴収の猶予」と「換価の猶予」があります。猶予期間は原則1年以内になります。

#### 徴収の猶予

徴収の猶予は、納税者の個別的な事情に即応して弾力的に市税の徴収を因ろうとする制度です。納税者に災害、病気等の事情がある、事業を休廃止した場合などで一時に納税ができない場合に認められることがあります。

#### 換価の猶予

換価の猶予は、滞納者について、その財産の換価を直ちに行うことによってその事業の継続又は生活の維持を困難にするおそれがある場合などに、その換価を猶予（分割納付）する制度です。申請する市税以外に滞納がないこと、納税について誠実な意思が認められること等の要件があります。その市税の納期限から6月以内です。

注記：猶予する金額が100万円以下又は3月以内での分割納付の場合は担保不要です。

注記：分納不履行、猶予期間中に新たな滞納が発生した場合などに猶予が取消しになることがあります。

#### お問い合わせ

##### 納税課納税係

電話 : 042-387-9823

FAX : 042-386-2609(複数の課で共用しているため、納税課宛とご記入ください。)

メールアドレス : s030799(at)koganei-shi.jp

注記：迷惑メール対策のため、メールアドレスの表記を一部変更しております。お手数ですが、メール送信の際は(at)を@に書き換えてご利用ください。

#### お知らせ

[納税相談について](#)

[市税の納付について](#)

[令和元年10月1日から地方税共通納税システムがスタートします](#)

[市税の猶予制度の見直しが行われました](#)

[納税窓口日程\(3月から5月\)について](#)

#### お気に入り

[ 編集 ]

登録されているページはありません。

[ + このページを登録する ]

? 情報が見つからないときは

[このページのトップへ](#)

[このホームページについて](#) [リンク集](#) [モバイル版](#)

小金井市役所 [[> 市役所への地図](#)]

〒184-8504 東京都小金井市本町6丁目6番3号

電話 : 042-383-1111 (代表)

法人番号3000020132101 ([法人番号について](#))

事務連絡  
令和2年3月13日

都道府県  
各 指定都市 民生主管部（局） 御中  
中核市

厚生労働省子ども家庭局総務課少子化総合対策室  
厚生労働省子ども家庭局保育課  
厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課  
厚生労働省子ども家庭局子育て支援課  
厚生労働省子ども家庭局母子保健課  
厚生労働省社会・援護局保護課  
厚生労働省社会・援護局福祉基盤課  
厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課  
厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課

都道府県等におけるマスク・消毒用アルコール等の備蓄の積極的放出について  
(依頼)

平素より、社会福祉施設等の適切な運営にご尽力いただきまして厚く御礼申し上げます。

今般、マスクの国内需給が逼迫しており、社会福祉施設等において衛生用品が安定的に確保しにくい状況があることから、国においては、3月10日に開催された第19回新型コロナウイルス感染症対策本部において「新型コロナウイルス感染症に関する緊急対応策 第2弾」を決定し、「マスクの転売行為の禁止」や「布製マスク2,000万枚を国で一括購入し、介護施設等に緊急配布」等の取組を実施することとしました。また、各省庁が通常使用するマスクの一部(約250万枚)についても、都道府県に送付し、医療機関に提供することとしたところです。

高齢者施設については、「都道府県等におけるマスク・消毒用アルコール等の備蓄の積極的放出について」(令和2年3月12日付け厚生労働省老健局総務課認知症施策推進室ほか連名事務連絡)により、各地方自治体におけるマスク等の備蓄の積極的放出をお願いしているところですが、障害者支援施設等や児童福祉施設等、保護施設等においても、新型コロナウイルスの感染拡大防止に加え、日常的な業務等における衛生の確保のため、マスク等の確保が必要です。

については、当面マスク等の需給の逼迫が継続していることを踏まえ、マスク等の衛生用品の在庫について、他部局とも連携しながら、社会福祉施設等に可能な限り積極的に放出いただきますよう、検討をお願いいたします。併せて、在宅でサービスを利用している医療的ケアが必要な児童等のニーズについても御配慮いただくようお願いいたします。

くわえて、市町村の備蓄分については、災害対応分の備蓄も含めて厳しい市町村があることも十分に認識しておりますが、それぞれの地域の実情を踏まえて、市町村の備蓄においてできる限りの協力を促していただきますようお願ひいたします。

これに関連して、今後、各地方自治体から社会福祉施設等への備蓄の放出をされた場合は、下記 E-mail まで隨時ご報告をお願いいたします。

大変お手数をおかけしますが、ご協力の程よろしくお願ひいたします。

【担当】

<児童福祉施設等に関するお問い合わせ>

○厚生労働省子ども家庭局総務課少子化総合対策室

TEL : 03-5253-1111 (内線 4838)

E-mail : ninkagaihoiku@mhlw.go.jp

○厚生労働省子ども家庭局保育課

TEL : 03-5253-1111 (内線 4853, 4854)

E-mail : hoikuka@mhlw.go.jp

○厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課

TEL : 03-5253-1111 (内線 4867)

E-mail : kateihukushi@mhlw.go.jp

○厚生労働省子ども家庭局子育て支援課

TEL : 03-5253-1111 (内線 4966)

E-mail : clubsenmon@mhlw.go.jp

○厚生労働省子ども家庭局母子保健課

TEL : 03-5253-1111 (内線 4979)

E-mail : boshihoken@mhlw.go.jp

<保護施設に関するお問い合わせ>

○厚生労働省社会・援護局保護課

TEL : 03-5253-1111 (内線 2824)

E-mail : hogo-yosan@mhlw.go.jp

<障害者支援施設等に関するお問い合わせ>

○厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課

TEL : 03-5253-1111 (内線 3148)

E-mail : hourei-shougaiaa@mhlw.go.jp

令和2年3月10日（火）国と地方の協議の場（令和元年度臨時会合）  
議事メモ（高市大臣発言抜粋・未定稿）

高市大臣） 総務省では、新型コロナウイルス感染症対策のため、都道府県と総務省との間に1対1の連絡体制を設けました。また、5日の政府と地方6団体との意見交換なども通じまして、政府の具体的な施策展開について地方公共団体の皆様に情報提供させていただくとともに、皆様方の御要望を関係省庁にフィードバックしてまいりました。本日決定しました緊急対応策では、これらの御要望も十分に反映されていると存じますが、その地方負担については、手厚い地方財政措置を行うことといたします。

それから、公立病院につきましては、2月13日決定の緊急対応策において、有症患者が入院できる病床整備に係る備品購入について、特別交付税措置率8割ということで対応いたしましたけれども、本日決定の緊急対応策では、備品購入に係るメニューを拡大して、同様の措置を行います。人工呼吸器、人工肺、個人防護服などを追加させていただきます。どうか皆様におかれましては、今後の患者数の増加に備えて、地域の実情に応じて、地域の医療機関の役割分担を行いながら適切な入院医療の提供体制を整備していただきたく存じます。総務省としましても、関連する地方負担につきましては、財政運営に支障が生じることがないように、引き続き、厚生労働省など関係省庁と連携しながら取り組んでまいります。

先程来、立谷全国市長会会长、松尾全国町村議会議長会会长からもマスクのお話がございました。私も今回のマスク不足については、今回、市長会、町村会にお願いがございます。各市町村におかれましては、災害対応のためのマスクの備蓄を、適切に行っていただいております。現在、特に医療機関や介護施設で、マスク不足への対処が、喫緊の課題となっています。すでに、災害対応分の備蓄も含めて厳しい状況にある市町村があることも十分に認識しておりますけれども、地域の実情を踏まえて、できる限り医療機関や介護施設への御協力をお願いしようとございます。また仮に、各市町村において緊急対策を要しないという場合には、当該市町村の存在する都道府県内の医療機関、介護施設への対応といった形で、いわゆる広域的な対応をいただけたらありがとうございます。以上です。



検索



くらし

子育て・教育

健康・福祉

市政

観光・文化

トップページ 健康・福祉 健康・相談 注意・医療 新型コロナウイルスに関する情報について  
小金井市医師会からのメッセージ（新型コロナウイルス感染防御について）

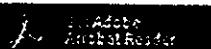
## 小金井市医師会からのメッセージ（新型コロナウイルス感染防御について）

更新日：2020年3月25日

新型コロナウイルスについては、これまで市民の皆様に感染症対策をお願いしているところですが、このたび小金井市医師会からメッセージが届きました。感染防御のため、密閉・密集・密接を避けただくようお願いします。

[（小金井市医師会）新型コロナウイルス感染症への注意喚起（PDF：110KB）](#)

PDF形式のファイルを開くには、Adobe Acrobat Reader DC（旧Adobe Reader）が必要です。  
お持ちでない方は、Adobe社から無償でダウンロードできます。



[Adobe Acrobat Reader DCのダウンロードへ](#)

### お問い合わせ

健康課健康係

住所：〒184-0015 小金井市東井北町5丁目18番18号 保健センター

電話：042-321-1240

FAX：042-321-6423

メールアドレス：[s050499 \(at\) koganei-shi.jp](mailto:s050499(at)koganei-shi.jp)

注記：迷惑メール対策のため、メールアドレスの表記を一部変更しております。お手数ですが、メール送信の際は (at) を@に置き換えてご利用ください。

新型コロナウイルス  
に関する情報につ  
いて

- > [新型コロナウイルス感染症の影響により後期高齢者医療保険料の納付が困難な方へ](#)
- > [新型コロナウイルス感染症の影響により介護保険料の納付が困難な方へ](#)
- > [納税相談について](#)
- > [新型コロナウイルス感染症対策融資あっせん制度のご案内](#)
- > [妊娠届をご提出の方へ（新型コロナ感染症対策）](#)
- > [公園等で遊んだ後は手洗い、うがいをしましょう](#)
- > [市立小・中学校の臨時休校中の相談機関の紹介について](#)
- > [使用済みのティッシュやマスク等の適正な廃棄について](#)
- > [新型コロナウイルス感染症に関する人権への配慮について](#)
- > [市立小・中学校における消毒について（新型コロナウイルス感染症対策）](#)
- > [新型コロナウイルス感染予防等について](#)
- > [市立小中学校休校に伴う学校給食食材の販売について（お詫び）](#)
- > [（献血のお願い）新型コロナウイルス感染症の拡大により、献血協力者の深刻な減少が続いているます](#)
- > [新型コロナウイルスに便乗した悪質商法に注意し](#)

2020年3月25日

小金井市民の皆様

一般社団法人小金井市医師会  
会長 穂坂 英明

## 新型コロナウイルス感染症への注意喚起

皆様、以下の3つを守って新型コロナウイルスの感染防御にご協力ください！



(厚生労働省HPより)

2019年末、中国湖北省武漢市から始まった新型コロナウイルス感染症(COVID-19)が世界に拡散しています。2020年3月11日にはWHOのテドロス事務局長がパンデミック宣言を出しました。現在はアメリカやヨーロッパでは感染爆発が起きており、イタリアでは中国を上回る6000人以上の死者が出ています。

日本でも感染者数や死亡者数が徐々に増加しています。これまでのところ、皆さまの行動自粛のおかげで何とか大規模流行に至らずもちこたえています。しかし、一斉休校が解除される方針が伝わり、「コロナ疲れ」も出始めて、そろそろ自粛を解禁したい気持ちも出てきているのではないか？？

新型コロナウイルス感染症は上の絵のような密閉、密集、密接の3条件がそろうと一気に感染しやすくなります。行動がいつもどおりに戻ってしまうと、アメリカやヨーロッパのように爆発的に感染者数が増えることが懸念されます。新型コロナウイルス感染症は、インフルエンザと比べものにならないくらい高齢者の死亡率が高いです。感染が急激に広がって医療の手が回らなくなってしまうと、年齢に限らず、あなたも、あなたの大切な人も助からない可能性があります。また、都市の封鎖を行わなければならなくなり、今よりずっと経済的にも行動の自由度的にもダメージが大きくなります。

きちんと防衛しないと感染者が急増し感染爆発がおこる可能性が高い状況にきています。

密閉、密集、密接の「3密」を避けて下さい。スポーツジム、ライブハウス、展示商談会、接待飲食、懇親会等で集団感染が発生しています。このような場は避けて下さい。50人以上が参加するイベントは開かない、参加しないでください。

すべての行動を我慢しなければならないわけではありません。「3密」に該当しないような、例えば、屋外の比較的すいているところを散歩する、ジョギングする、サイクリングする、家族や友人など数名でお花見する等は感染の危険はほぼありません。生活の楽しみと感染防御のバランスをとりながら、心身の健康を保っていきましょう。我々医療者も頑張ります。みなで力を合わせてこの非常事態を乗り切りましょう！！

以上

## 知事記者会見（3月25日）

○新型コロナウイルスに感染した患者が都内で  
多数発生したことを受け、その御報告とともに  
改めて都民の皆様にお願いを申し上げる。

- - ・本日新たに都内で新型コロナウイルスに感染  
したことが判明した患者は41名である。
  - ・41名の方の内訳は、病院で感染したことが  
推測される患者が11名、その他の患者が30  
名となっており、このうち5名の方が、渡航歴が  
あると現段階で確認している。
  - ・病院で感染したことが推測されるものについ  
ては、既に都が医療法に基づく立入検査を行い、  
院内の状況等を確認するとともに、対策に係る  
指導を行っているところである。
  - ・病院は、台東区に所在する永寿総合病院であ  
るが、同病院に通院又は入院されている患者様、  
御家族の方におかれましては、主治医等の指示

(続く)

に従って行動していただきたい。

・今週に入ってから、都内では、一昨日に16名、昨日に17名、そして本日は41名の方の感染が判明し、合計で74名となっている。

・また、本日感染が判明した患者の中には、現時点で感染経路が不明な方も10名以上含まれている。

・感染者の爆発的増加を防ぐためには、都民の皆様の御協力が何よりも重要であり、お一人お一人が危機意識をもって行動していただけるよう改めてお願いする。

・先般23日の「新たな対応方針」の発表時にも申し上げたが、

・都民の皆様には引き続き、「換気の悪い密閉空間」、「多くの人の密集」、「近距離での会話」の3つの条件が重なる場を避けるための行動をお願いしたい。

・また、イベント等への参加も控えていただきたい。

(続く)

- ・3月22日に埼玉県（県所有施設のさいたまスーパーアリーナ）で開催されたK1については、感染拡大防止の観点から、極めて大きな批判があった。
- ・3月28日（土）に後楽園ホールで開催予定の格闘技、K-1イベントについて、3月24日よりK-1イベントの実行委員会に対し、現下の感染拡大の状況を踏まえて、主催者として、開催について改めてご検討いただくよう要請してきた。
- ・本日、夕方に二回目の協議を行い、先ほど、K-1実行委員会から都に対し、感染拡大を防止する都の要請の趣旨に沿って、「無観客試合」とするとの連絡がありました。
- ・都としても、この度の判断に感謝の意を表明する。
- ・ライブハウス等についても、自粛をお願いする要請を個別に行っていく。

(続く)

- ・また、少人数であっても飲食を伴う集まりは、出来るだけ控えていただきたい。
- ・症状の出ない方や症状が軽い方が、無意識のうちにウイルスを拡散させることが懸念されるため、一人ひとりが自分自身のことと考えて、適切な行動をとっていただきたい。
- ・都は、今まさにオーバーシュートが発生するか否かの重要な局面にある。
- ・都民の皆様には、このことをご理解いただき、この週末も含め、不要不急の外出は是非とも控えていただくようお願いしたい。
- ・さらに外国から帰国された方については、帰国者から感染が確認される事例が増えていることを踏まえ、帰国から14日間の外出自粛の遵守をお願いしたい。
- ・大学等では、新学期を迎える中で、授業開始の後ろ倒し等の対策を講じられていると伺っているが、より効果のある対策をお願いしたい。

(続く)

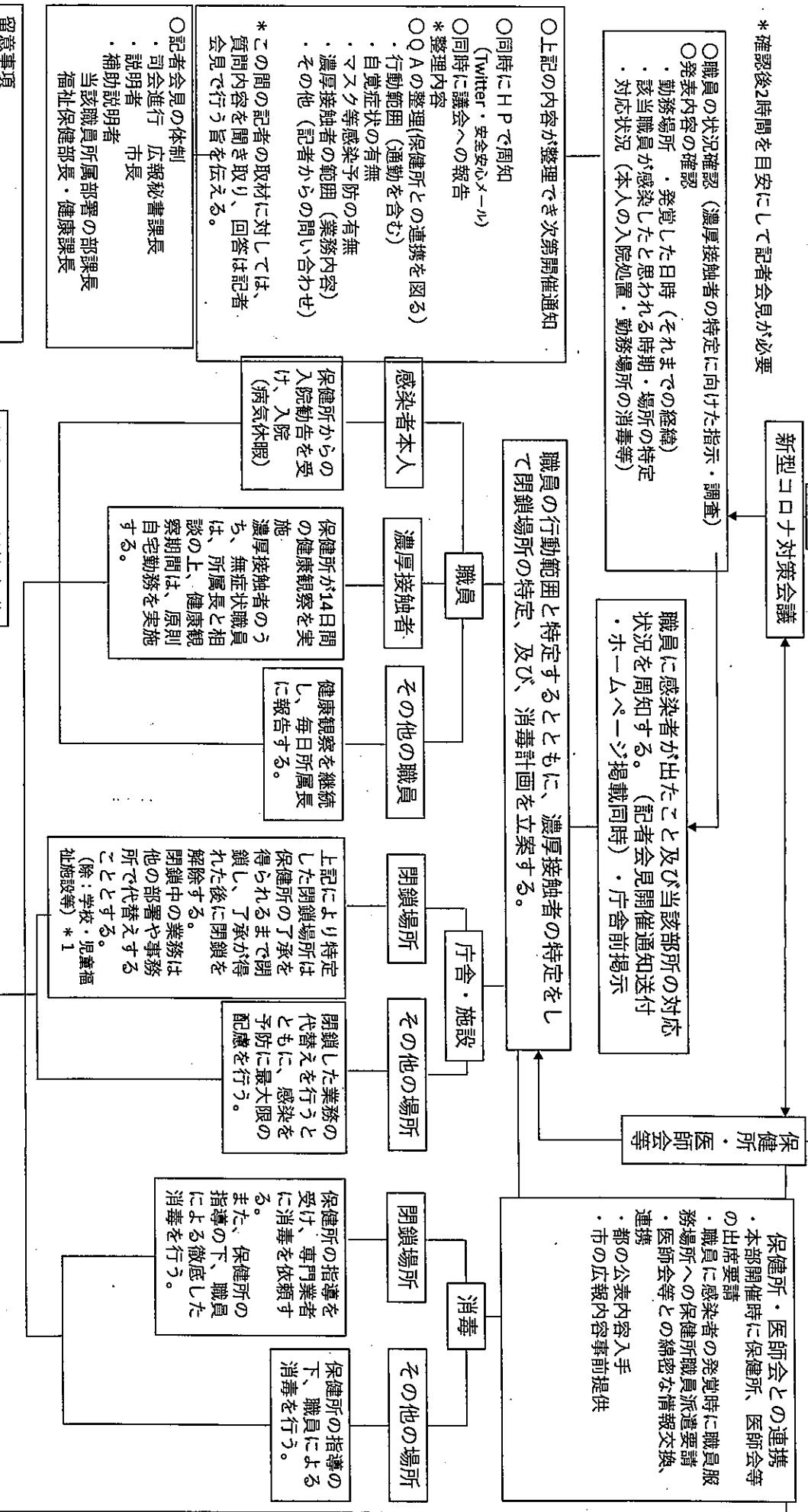
・都としては、こうした都の状況を国に伝え、  
緊急事態宣言を出すべき状況にあるかどうか、  
検討するようお願いするつもりである。

(以 上)

	3/16(月)			3/17(火)			3/18(水)			3/19(木)			3/23(月)					
	A 私学等 11:30前 → 学保 最大人數 学保要入	B 私学等 11:30学校 → 学保 最大人數 学保要入	C A+B+C 私学等 11:30以降 → 学保 最大人數 学保要入	A 私学等 11:30前 → 学保 最大人數 学保要入	B 私学等 11:30学校 → 学保 最大人數 学保要入	C A+B+C 私学等 11:30以降 → 学保 最大人數 学保要入	A 私学等 11:30前 → 学保 最大人數 学保要入	B 私学等 11:30学校 → 学保 最大人數 学保要入	C A+B+C 私学等 11:30以降 → 学保 最大人數 学保要入	A 私学等 11:30前 → 学保 最大人數 学保要入	B 私学等 11:30学校 → 学保 最大人數 学保要入	C A+B+C 私学等 11:30以降 → 学保 最大人數 学保要入	A 私学等 11:30前 → 学保 最大人數 学保要入	B 私学等 11:30学校 → 学保 最大人數 学保要入	C A+B+C 私学等 11:30以降 → 学保 最大人數 学保要入			
在籍児数 (A)	127	68	101	69	10	62	68	6	70	71	6	65	2	67	6	66	170	
たまむし1	0	42	1	43	0	42	1	43	0	47	1	48	0	43	2	45	0	
たまむし2	0	26	0	26	0	22	0	23	0	23	0	22	0	22	0	24	0	
あかね1	0	47	1	48	0	45	0	45	0	41	1	42	0	42	0	42	1	
あかね2	0	34	0	34	0	43	0	43	0	41	1	42	0	36	0	40	2	
あかね3	0	32	0	32	0	31	1	32	0	34	0	34	0	32	0	32	1	
ほんちょう1	0	26	2	28	0	27	1	28	0	38	3	41	0	34	2	36	0	
ほんちょう2	0	22	2	24	0	23	2	25	0	28	5	33	0	23	2	25	0	
さくらなみ1	0	36	1	37	1	36	0	37	1	40	0	41	0	37	1	38	0	
さくらなみ2	0	36	2	38	0	36	1	37	0	37	0	37	0	33	1	34	0	
さわらび1	0	43	0	43	0	42	1	43	0	40	1	41	0	41	0	41	0	
さわらび2	0	22	0	22	0	24	0	24	0	22	1	23	0	24	0	24	0	
たけとんぼ1	0	31	0	31	0	31	0	31	0	19	0	19	0	27	0	27	0	
たけとんぼ2	0	14	0	14	0	20	0	20	0	29	0	29	0	18	0	18	0	
まえはら1	1	44	3	48	1	44	2	47	1	48	6	55	0	39	2	41	1	
まえはら2	0	20	0	20	0	26	3	29	0	29	3	32	0	26	2	28	0	
みどり1	0	42	0	42	0	42	0	42	0	45	0	45	1	46	0	47	0	
みどり2	1	21	0	22	0	23	0	23	0	20	0	20	1	24	0	25	0	
みんな1	0	26	0	26	0	25	1	26	0	20	1	21	0	23	1	24	0	
みんな2	0	19	0	19	0	21	0	21	0	22	0	22	0	18	0	18	0	
全所 合計	1,013	2	583	12	597	2	603	13	618	2	648	23	623	13	588	13	603	1

卒所を祝う会(2所)

## 日常的な新型コロナ対策・健康観察・消毒等の実施



令和2年3月26日  
コミュニティ文化課

コミュニティ文化課が所管する施設の臨時休館等（継続等）について

- 小金井 宮地楽器ホール（小金井市民交流センター）：臨時休館の延長
- 集会施設：令和2年3月27日から臨時休館
- はけの森美術館：所蔵作品展の会期を4月1日～5月10日に変更（3月31日まで休館）

施設名	臨時の対応をとる期間	通常の休館日
小金井 宮地楽器ホール（小金井市民交流センター）	3月18日～3月31日 ⇒4月1日～4月13日 (14日は休館日)	2・3火曜
市民会館（萌え木ホール）	3月16日～3月31日（新規貸出中止） ⇒3月27日～4月12日（臨時休館）	2・4火曜
東小金井駅開設記念会館（マロンホール）	3月16日～3月31日（新規貸出中止） ⇒3月27日～4月12日（臨時休館）	2・4木曜
前原暫定集会施設	3月16日～3月31日（新規貸出中止） ⇒3月27日～4月12日（臨時休館）	2・4月曜
婦人会館	3月16日～3月31日（新規貸出中止） ⇒3月27日～4月12日（臨時休館）	2・4月曜
上之原会館	3月16日～3月31日（新規貸出中止） ⇒3月27日～4月12日（臨時休館）	2・4月曜
前原町西之台会館	3月16日～3月31日（新規貸出中止） ⇒3月27日～4月12日（臨時休館）	2・4水曜
桜町上水会館	3月16日～3月31日（新規貸出中止） ⇒3月27日～4月12日（臨時休館）	2・4水曜
貫井北町集会所	3月16日～3月31日（新規貸出中止） ⇒3月27日～4月12日（臨時休館）	水曜
貫井北町中之久保集会所	3月16日～3月31日（新規貸出中止） ⇒3月27日～4月12日（臨時休館）	月曜
前原町丸山台集会所	3月16日～3月31日（新規貸出中止） ⇒3月27日～4月12日（臨時休館）	月曜
貫井南町三楽集会所	3月16日～3月31日（新規貸出中止） ⇒3月27日～4月12日（臨時休館）	水曜
東町友愛会館	3月16日～3月31日（新規貸出中止） ⇒3月27日～4月12日（臨時休館）	月曜
中町桜並集会所	3月16日～3月31日（新規貸出中止） ⇒3月27日～4月12日（臨時休館）	月曜
貫井北五集会所	3月16日～3月31日（新規貸出中止） ⇒3月27日～4月12日（臨時休館）	月曜
中町天神前集会所	3月16日～3月31日（新規貸出中止） ⇒3月27日～4月12日（臨時休館）	水曜
東町集会所（東センター内）	3月16日～3月31日（新規貸出中止） ⇒3月27日～4月12日（臨時休館）	1・3火曜
はけの森美術館	4月1日から5月10日までの会期を 4月14日から5月10日までに変更	月曜

令和2年3月26日  
生涯学習部

【社会教育施設の臨時休館等の延長措置】

東京都知事から感染爆発の重大局面であることが表明されたことを踏まえ、市民の安全を確保することを第一に考えるとともに、新型コロナウイルス感染拡大を防ぐ観点から、市施設等の臨時休館等の対応について引き続き延長する。

施設名	期間	対応
図書館本館・別館、西之台会館 図書室 緑・東・貫井北分室	3月6日～3月31日 <b>⇒4月30日まで延長</b> 3月6日～3月31日 <b>⇒4月30日まで延長</b>	休館(4/20まで予約資料貸し出しのための臨時窓口を開設) ※4/21～4/30はシステム入替のため全館完全休館
公民館本館、貫井南・東・緑・ 貫井北分館	3月6日～3月31日(新規貸出中止) <b>⇒3月27日から4月12日まで臨時休館</b>	期間中新規貸し出しを中止のところ、利用についても中止(3/27から)
文化財センター	3月6日～3月31日 <b>⇒4月13日まで延長</b>	休館
総合体育館	3月6日～3月31日 <b>⇒4月12日まで延長</b>	窓口を除き利用中止(トレーニング室は3/2から利用中止)
栗山公園健康運動センター	3月6日～3月31日 <b>⇒4月12日まで延長</b>	窓口を除き利用中止(トレーニング室は3/2から利用中止)
一中クラブハウス・テニスコート	3月2日～4月7日 <b>⇒4月12日まで延長</b>	開放中止
南中学校テニスコート夜間開放	3月2日～3月31日 <b>⇒4月12日まで延長</b>	開放中止
総合学院テクノスカレッジ体育馆開放	3月中	開放中止
上水公園運動施設 (グラウンド・テニスコート)	<b>3月27日～4月12日</b>	利用中止
市テニスコート場	<b>3月27日～4月12日</b>	利用中止

校庭開放事業 小学校9校 13時～17時	<b>3月26日～4月5日</b>	開放中止
-------------------------	-------------------	------

事務連絡

令和2年3月26日

(宛先) 管理職者

小金井市新型コロナウイルス感染症対策本部

本部長 西岡 真一郎

(公印省略)

新型コロナウイルスに関する対応について（通知）

国内において新型コロナウイルスに感染した事例が相次いで報告されている中、感染をできる限り抑えることが重要となっています。

令和2年3月6日付け事務連絡で通知しているところですが、この間の社会情勢及び令和2年3月25日の東京都知事による緊急記者会見の内容を踏まえて、下記の件について追加して取り扱っていただきますようお願ひいたします。

記

1 留意点（追加分）

- (1) 海外渡航等については自粛すること
- (2) 令和2年3月28日（土）、29日（日）については、不用不急の外出を自粛すること（本市の業務においても、年度末の業務や人事異動の引継ぎ業務等が想定されるものの、原則、出勤を自粛すること）
- (3) 屋内屋外問わずイベント参加は控えること
- (4) 夜間外出は控えること

2 問い合わせ先

市長部局及び行政委員会

総務部職員課人事研修係（内線2503）

総務部職員課労働安全衛生担当（内線2507）

教育委員会

学校教育部庶務課庶務係（内線3804）